

# ○大府市道路路線廃止要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第10条の規定に基づく市道路線の廃止（以下「市道廃止」という。）に係る事務を円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

(市道廃止の基準)

第2条 市道廃止は、次の各号のいずれかに該当する道路について、議会の議決を経て行うものとする。

- (1) 国、県又は市が施工する道路の新設、改築等により、既存の道路の存置の必要がないと認められるもの
- (2) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）、土地改良法（昭和24年法律第195号）又は都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定に基づく行為により、既存の道路の存置の必要がないと認められるもの
- (3) 廃止しようとする市道路線の付近の地域又は沿道の土地における土地利用の変化等により、当該市道路線を廃止しても交通に支障がないと認められるもの
- (4) 廃止しようとする市道路線の沿道の土地が同一の所有者によるもので、他の人の利用が全くなく、既存の道路の存置の必要がないと認められるもの
- (5) 代替道路等の設置により、存置する必要がないと認められるもの
- (6) その他特に市長が必要と認めるもの

2 前項各号のいずれかに該当する市道路線を廃止する場合は、当該市道路線は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。ただし、都市計画法の規定に基づく行為による市道廃止については、第1号を除く。

- (1) 道路の目的及び性格並びに付近の道路網から勘案して通行上不利とならないこと。
- (2) 駅、停留場その他の公共施設に直結していないこと。
- (3) 道路が行止まりにならないこと。ただし、当該道路が従前から行止まりである場合は、この限りでない。
- (4) 代替道路の土地の寄附採納願が受理されていること。
- (5) 区長、自治会長、隣接土地所有者の同意があること（土地改良区域内道路にあつては、土地改良工区長の同意があること。）。
- (6) 大府市道路管理規則（平成9年大府市規則第20号）第5条の規定による道路占用の許可若しくは第6条第3項の規定による道路占用の同意又は大府市公共用物管理条例（平成7年大府市条例第4号）第5条第2項の規定による許可若しくは第6条の規定による協議がされている道路の場合は、市道廃止に関し、占有者と協議がされていること。

(市道廃止の申請)

第3条 前条第1項第3号から第5号までに規定する道路に関し市道廃止の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、市道廃止申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図（2,500分の1以上のもの）

- (2) 公図の写し（所有者が明示されているもの）
- (3) 測量図（250分の1以上のもの）
- (4) 現況写真（撮影方向が明示されているもの）
- (5) 道路施設、工作物又は道路の付属施設表示調書（第2号様式）
- (6) 廃止する道路に接続する土地の登記事項証明書又は土地登記簿謄本
- (7) 廃止する道路の沿道区域内の土地又は家屋所有者調書（第3号様式）
- (8) 廃止する道路の沿道区域内の土地又は家屋所有者の市道廃止同意書（第4号様式）  
及び印鑑証明
- (9) 区長、自治会長又は土地改良工区長の市道廃止同意書（第5号様式）

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに、その内容を審査し、その適否を決定し、市道廃止決定通知書（第6号様式）又は市道廃止却下通知書（第7号様式）により申請者に通知するものとする。

（委任）

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

市道廃止申請書

年 月 日

大府市長 殿

申請者 住 所  
(ふりがな)  
氏 名

会社等 名 称  
代表者氏名  
電 話 番 号

連絡先 氏 名  
電 話 番 号

大府市道路路線廃止要綱第3条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

|                            |        |       |     |
|----------------------------|--------|-------|-----|
| 路 線 番 号                    | 市道     | 線     |     |
| 住 所                        | 起点 大府市 | 町     | 番地先 |
|                            | 終点 大府市 | 町     | 番地先 |
| 道 路 延 長                    |        |       |     |
| 道 路 幅 員                    |        |       |     |
| 市 道 廃 止<br>希 望 年 月 日       |        | 年 月 日 |     |
| 市 道 廃 止 を<br>必 要 と す る 理 由 |        |       |     |

添付書類

- (1) 位置図（2,500分の1以上のもの）
- (2) 公図の写し（所有者が明示されているもの）
- (3) 測量図（250分の1以上のもの）
- (4) 現況写真（撮影方向が明示されているもの）
- (5) 道路施設、工作物又は道路の付属施設表示調書（第2号様式）
- (6) 廃止する道路に接続する土地の登記事項証明書又は土地登記簿謄本
- (7) 廃止する道路の沿道区域内の土地又は家屋所有者調書（第3号様式）
- (8) 廃止する道路の沿道区域内の土地又は家屋所有者の市道廃止同意書（第4号様式）及び印鑑証明
- (9) 区長、自治会長又は土地改良工区長の市道廃止同意書（第5号様式）





第4号様式（第3条関係）

市道廃止同意書

年 月 日

大府市長 殿

同意者 住 所

氏 名 ⑩

会社等 名 称

代表者氏名

電 話 番 号

連絡先 氏 名

電 話 番 号

下記のとおり、市道廃止に同意します。

記

|                |          |     |
|----------------|----------|-----|
| 路 線 番 号        | 市道       | 線   |
| 住 所            | 起点 大府市 町 | 番地先 |
|                | 終点 大府市 町 | 番地先 |
| 土地又は家屋<br>の所在地 |          |     |
| 土地又は<br>家屋の区分  |          |     |

添付書類

同意者の印鑑証明

第5号様式（第3条関係）

市道廃止同意書

年 月 日

大府市長 殿

同意者 住 所

氏 名

電 話 番 号

下記のとおり、市道廃止に同意します。

記

|                                  |    |           |
|----------------------------------|----|-----------|
| 路 線 番 号                          | 市道 | 線         |
| 住 所                              | 起点 | 大府市 町 番地先 |
|                                  | 終点 | 大府市 町 番地先 |
| 区長、自治会長又は<br>土地改良工区長の<br>区分及び名称等 |    |           |

第 6 号様式（第 3 条関係）

第 号  
年 月 日

様

大府市長

回

市 道 廃 止 決 定 通 知 書

年 月 日付けで廃止の申請があった道路については、大府市道路路線廃止要綱第 3 条第 2 項の規定により、下記のとおり市道廃止を決定したので、通知します。

記

|                  |    |       |     |
|------------------|----|-------|-----|
| 路 線 番 号          | 市道 | 線     |     |
| 住 所              | 起点 | 大府市 町 | 番地先 |
|                  | 終点 | 大府市 町 | 番地先 |
| 道 路 延 長          |    |       |     |
| 道 路 幅 員          |    |       |     |
| 市道廃止議案<br>提出予定議会 |    | 年 月   | 議会  |
| 市道廃止を<br>する条件    |    |       |     |

備考

議会で承認が得られないときは、この通知は無効とする。また、道路法施行令第 38 条の規定により、廃止の告示後 4 月の間は、道路管理者が、当該道路に係る土地を管理する。

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、大府市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分に対する取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（大府市長に対して審査請求をした場合には、その裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 か月以内に、大府市を被告として提起することができます（この訴訟において大府市を代表する者は、大府市長となります。）。



第7号様式（第3条様式）

第 号  
年 月 日

様

大府市長

印

市道廃止却下通知書

年 月 日付けで廃止の申請があった道路については、大府市道路路線廃止要綱第3条第2項の規定により、下記のとおり市道廃止をしないことを決定したので、通知します。

記

|             |    |     |   |     |
|-------------|----|-----|---|-----|
| 路線番号        | 市道 | 線   |   |     |
| 住所          | 起点 | 大府市 | 町 | 番地先 |
|             | 終点 | 大府市 | 町 | 番地先 |
| 市道廃止ができない理由 |    |     |   |     |

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大府市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分に対する取消しの訴えは、この通知書を受けた日（大府市長に対して審査請求をした場合には、その裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、大府市を被告として提起することができます（この訴訟において大府市を代表する者は、大府市長となります。）。